

北中城村告示 第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、下記のとおり公金の収納の事務を行わせるものを指定し、当該事務の委託をしたので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

北中城村長 比嘉 孝則

記

1. 指定公金事務取扱者の名称  
公益社団法人 沖縄県獣医師会
2. 指定公金事務取扱者の事務所の所在地  
沖縄県那覇市古波蔵1丁目24番28号
3. 委託した公金事務に係る歳入等  
北中城村環境衛生手数料の一部
  - ・犬の登録手数料
  - ・狂犬病予防注射済票交付手数料
  - ・犬の鑑札再交付手数料
  - ・狂犬病予防注射済票再交付手数料
4. 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和8年4月1日
5. 歳入等の公金事務を委託した日  
令和8年4月1日